

青森県報

第三千三百五十四号

平成二十三年
二月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……二
 道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公 告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札(税務課) ……二
 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……四
 右 同……………(同) ……四

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(上北地域局) ……四

公安委員会

認知機能検査員の認定等に関する規則……………(運転免許課) ……五

公営企業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(病院企画室) ……八

正 誤

平成二十二年六月二十八日定例公営企業中……………(病院企画室) ……九

告 示

青森県告示第百三十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
○東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添一 山本 義範	竜飛今別第一区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字奥平部の区域	底建網漁業
一 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石三一の 横岡 富永	竜飛今別第二区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字奥平部の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八の三 三浦 隆徳	竜飛今別第二区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字奥平部の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元四七 蝦名 健太郎	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣及び刺網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九二の三 山本 晃義	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二 三四の二一 坂崎 辰巳	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九〇の四 山本 清四郎	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一 四五の八 三浦 政助	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	底建網漁業

青森県告示第百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第

四項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十三日 青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
上北郡横浜町字館ノ後五七の六 上北郡横浜町字大豆田一 二木 春美	横浜町加入区

青森県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年三月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸野辺地線	三沢市大字三沢字猫又二二の二五から 三沢市大字三沢字猫又七六の一まで	前 後 後	一七・三〇メートルから 一七・六〇メートルまで 七九・六〇メートルから 七八・五〇メートルまで	一、五二五・〇〇メートル 一、五二五・〇〇メートル 一、三七五・〇〇メートル	

平成二十三年二月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

公 告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

(一) 自動車税納税通知書(封筒作成、封入封かんあり) 四十二万通

(二) 自動車税納税通知書(封入封かんなし) 三万五千通

(三) 自動車税納税通知書兼減免通知書(封筒作成、封入封かんあり) 三千通

(四) 自動車税減額通知書(封筒作成、封入封かんあり) 一万二千通

(五) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状(封筒作成、封入封かんあり) 一千通

(六) 自動車税催告書(封筒作成、封入封かんあり) 五万二千通

(七) 自動車税徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 二万八千通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号、平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号、平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付けされた者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UC C/EAN 128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードを生成、印字できる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長へ申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS1 128(旧UCC/EAN 128)バーコード)を印字し

たもの 十種類

(二) 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したもの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十三年三月十日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七二二 一 一 一 (内線五四二〇)

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟 二階 B会議室

2 日時 平成二十三年三月二十四日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十三年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書ごとの金額にそれぞれ百分の五に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、納税通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成二十三年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本の農業を考える会

三 代表者の氏名

石郷 和子

四 主たる事務所の所在地

青森市青葉一丁目五の三みやび 一〇三

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般の人々に対して農業、肥料を使わず環境に負担を与えない持続可能な農業が確立されるようCSA（地域社会が支援する農業）活動を促進するとともに、生産者と消費者の情報交換の場を作る等の事業を行うことにより、自然と調和した社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森の里しちのへ

三 代表者の氏名

坪 晃

四 主たる事務所の所在地

上北郡七戸町字天間館前川原三一

五 定款に記載された目的

この法人は、七戸町のすぐれた自然的資源、歴史・文化的資源、施設等を有効に活用し、子どもから大人まで楽しめる自然体験教室、農林業体験、スポーツイベント等を通じて、交流の場や癒やしの場、生きがいを実感できる場等を、地域住民と共に創造し、提供することで地域の活性化に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十三日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	日ヶ久保喜一	上北郡おいらせ町沼端八〇	平成三・二・八

公 安 委 員 会

認知機能検査員の認定等に関する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第一号

認知機能検査員の認定等に関する規則

認知機能検査員等の認定等に関する規則（平成二十一年三月青森県公安委員会規則第四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を行う者（以下「認知機能検査員」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認知機能検査員講習 青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。
- 二 認知機能検査員資格審査 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査をいう。

（認知機能検査員講習の実施）

第三条 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書

（別記様式第一号）を公安委員会に提出するものとする。
2 公安委員会は、前条第一号に定める講習を次表により実施するものとする。

講習項目	講習内容	時間
1 高齢者と認知機能の実態及び基礎理論	認知症の実態と認知症に関する基礎理論 認知症の病状と対応方法	一時間三十分
2 高齢運転者対策の概要	高齢者の交通事故の現状 認知機能検査の導入 認知機能検査結果に基づく高齢者講習 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査 申請による免許の取消し 高齢運転者標識	一時間
3 認知機能検査の実施方法	認知機能検査の実施方法 検査結果の採点方法 検査結果の伝達方法 認知機能検査の模擬実施	二時間

備考 高齢者講習指導員の資格を有する者が受講する場合の講習項目は、認知機能検査の実施方法とする。

（認知機能検査員資格審査の実施）

第四条 認知機能検査員資格審査を受けようとする者は、認知機能検査員資格審査申請書（別記様式第二号）に、次の各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。

- 一 認知症の専門医
 - 二 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
 - 三 自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員課程を終了した者（平成二十二年四月一日以降に終了した者に限る。）
- 2 公安委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書を提出した者が、前項各号のいずれかに該当する者であることを確認する方法により、認知機能検査員資格審査を実施するものとする。

（認知機能検査員の認定）

第五条 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、認知機能検査員講習終了証（別記様式第三号）を交付の上、認知機能検査員として認定するものとする。

2 公安委員会は、認知機能検査員資格審査に合格した者に対し、認知機能検査員資格審査合格证（別記様式第四号）を交付の上、認知機能検査員として認定するものとする。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査員の認定等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

別記様式第一号(第3条関係)

青森県公安委員会 殿		年 月 日
住所		
氏 名		
生年月日		年 月 日（歳）
電話番号		
認知機能検査員講習受講申請書		
認知機能検査員講習を受講したいので申請します。 <small>記</small>		
受講年月日	年 月 日	
受講場所		
勤務先	所在地	
	名称	
資格	電話	
	高齢者講習指導員の資格の有無 あり なし	
備考		
手数料 _____ 円		
県収入証紙貼付欄		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

青森県公安委員会 殿		年 月 日
住所	氏名	生年月日 年 月 日(歳)
認知機能検査員資格審査申請書		電話番号
認知機能検査員資格審査を受けたので申請します。 記		
勤務先	所在地	
	名称	
	電話	
審査内容	1 認知症の専門医 2 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 3 自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員課程を終了した者(平成22年4月1日以降に終了した者に限る。)	
備考		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2 審査内容は、該当する番号を で囲むこと。

第 号	住所	氏名	年 月 日生
認知機能検査員講習終了証			
上記の者は、認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明する。			
年 月 日			
青森県公安委員会 印			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第四号

別記様式第4号(第5条関係)

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年二月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号及び第三号中「当該患者」を「又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第 号

認知機能検査員資格審査合格証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、認知機能検査員資格審査に合格したことを証明する。

年 月 日

青森県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

平成三・六・二六 第三二五五号		発行年月日 発行番号
病院事業 管理規程		区分
第六号		番号
七		ページ
下	上	段
四	ら後 元か	行
れく災地 困よ害震 難り又 で出は水 あ勤交害 るす通、 場る機火 合こと災 に与が事 えら著の し等		誤
るを勤災地 休回途害震 暇避上時 すにおにお 場ける火 合いて、災 に身職火 与体員災 えののそ ら危員の他 れ険退の		正

病院局経営企画室

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭